



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 551 平成20年度において県の機関が複数の県有施設について一括して委託を行う消防用設備等の保守点検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課)
- 552 和歌山県有田総合庁舎空調設備保守点検業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 553 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 554 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 555 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 556 " (")
- 557 " (")
- 558 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (")
- 559 " (")
- 560 " (")
- 561 " (")
- 562 救急診療所の認定 (医務課)
- 563 救急病院の認定 (")
- 564 貸金業の登録の取消し (商工観光労働総務課)
- 565 保安林予定森林 (森林整備課)
- 566 " (")
- 567 基本測量の終了 (技術調査課)
- 568 " (")
- 569 " (")
- 570 " (")

○ 公告

- 入札公告 (管財課)
- " (")

告 示

和歌山県告示第551号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度において県の機関が複数の県有施設について一括して委託を行う消防用設備等の保守点検業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格

及びその資格申請方法を次のように定める。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 競争入札に付する業務の名称等
 - (1) 業務年度
平成20年度
 - (2) 業務の名称
県有施設消防用設備等保守点検業務
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項
この競争入札に参加することができる者は、平成20年4月8日(火)現在において、次に掲げる要件を満たしている者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
 - (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
 - (5) 和歌山県内に本店若しくは支店又は営業所等を有する者であること。
 - (6) 平成19年度において国、地方公共団体、企業又は団体等から消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の保守点検を受託し、適正に履行した実績のある者又は履行する見込みのある者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
 - (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - エ 印鑑証明書(提出日において発行後3か月を経過していないもの)
 - オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県及び市町村民税)

カ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のウからカまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等参加資格申請書の審査を経て、現に有効な競争入札等参加資格登録(認定)通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの申請用紙は、平成20年4月8日(火)から平成20年4月25日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる県の機関で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、(3)に規定する期間内に5に掲げる県の機関に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年4月16日(水)から平成20年4月25日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、持参により5に掲げるいずれかの県の機関に提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布及び受付の場所

(1) 総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8588

電話番号 073-441-2214

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) 教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3640

ファクシミリ番号 073-432-4517

(3) 海草振興局総務企画室

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3436

ファクシミリ番号 073-423-9269

(4) 那賀振興局総務企画室

岩出市高塚209

郵便番号 649-6223

電話番号 0736-61-0005

ファクシミリ番号 0736-61-0007

(5) 伊都振興局総務企画室

橋本市市脇4丁目5番8号

郵便番号 648-8541

電話番号 0736-33-5004

ファクシミリ番号 0736-33-4914

(6) 有田振興局総務企画室

有田郡湯浅町湯浅2355番地1

郵便番号 643-0004

電話番号 0737-64-1255

ファクシミリ番号 0737-64-1256

(7) 日高振興局総務企画室

御坊市湯川町財部651

郵便番号 644-0011

電話番号 0738-24-2904

ファクシミリ番号 0738-24-2906

(8) 西牟婁振興局総務企画室

田辺市朝日ヶ丘23-1

郵便番号 646-8580

電話番号 0739-26-7906

ファクシミリ番号 0739-26-7913

(9) 東牟婁振興局総務企画室

和歌山県新宮市緑ヶ丘二丁目4-8

郵便番号 647-8551

電話番号 0735-21-9605

ファクシミリ番号 0735-21-9636

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年5月8日(木)までに郵便により送付する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年5月13日(火)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、4により資格審査申請書類を提出した県の機関に持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年5月16日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

8 その他

一般競争入札を行う場合は、和歌山県のホームページに掲載することにより公告する。

和歌山県告示第552号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山

県有田総合庁舎空調設備保守点検業務委託に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称

和歌山県有田総合庁舎空調設備保守点検業務

2 競争入札参加者の資格

この競争入札に参加することができる者は、平成20年4月8日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村民税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。
- (6) 直近5年以内において本委託業務と同様かつ同規模以上の業務請負契約又は業務委託契約を結び、当該業務を良好に行った実績がある者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- オ 使用印鑑届
- カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において、発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
 - (エ) 法人にあっては、法人市町村民税(営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税)
- キ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

ク 誓約書

ケ 2の(6)に掲げる業務に係る契約書の写し

コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

サ 申告書

シ 業務管理届

(2) (1)のイからクまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等参加資格審査を経て、現に有効な競争入札等参加資格登録(認定)通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、オ、ク及びコからシまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成20年4月8日(火)から平成20年4月21日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年4月21日(月)までの間に和歌山県有田振興局総務企画室に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年4月14日(月)から平成20年4月21日(月)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県有田振興局総務企画室総務管理グループ
和歌山県有田郡湯浅町湯浅2355番地1
和歌山県有田総合庁舎2階
郵便番号 643-0004
電話番号 0737-64-1255(直通)
ファクシミリ番号 0737-64-1256

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年4月25日(金)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年5月9日(金)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。
- (4) 説明については、平成20年5月14日(水)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第553号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田医 91-1	串医院	田辺市新屋敷町67の2	平成 20.2.24

和歌山県告示第554号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
30121100 23	中紀福祉センター由良あかつき園	日高郡由良町吹井130	旧知的障害者入所更生施設	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成 20.3.31
	中紀福祉センター由良あかつき園	日高郡由良町吹井130	短期入所	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成 20.3.31

和歌山県告示第556号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

次のとおり告示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田医 154-19	串医院	田辺市中屋敷町68の1	平成 20.2.25

和歌山県告示第555号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
30121100 56	中紀福祉センター由良みのり園	日高郡由良町吹井949	旧知的障害者入所授産施設	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成 20.3.31
	中紀福祉センター由良みのり園	日高郡由良町吹井949	短期入所	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成 20.3.31

和歌山県告示第557号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
30123001 11	杉の郷	新宮市熊野川町赤木15 22-1	旧知的障害者入所更生施設	社会福祉法人美熊野福祉会	新宮市蜂伏13-43	平成 20.3.31
	杉の郷	新宮市熊野川町赤木15 22-1	短期入所	社会福祉法人美熊野福祉会	新宮市蜂伏13-43	平成 20.3.31

和歌山県告示第558号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012110023	中紀福祉センター由良あかつき園	日高郡由良町吹井130	生活介護	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成20.4.1	平成26.3.31
			自立訓練(生活訓練)					
			施設入所支援					
			短期入所					

和歌山県告示第559号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012110056	中紀福祉センター由良みのり園	日高郡由良町吹井949	生活介護	知的障害者、精神障害者	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成20.4.1	平成26.3.31
			自立訓練(生活訓練)					
			就労移行支援					
			施設入所支援					
			短期入所	知的障害者、精神障害者、障害児				

和歌山県告示第560号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012300111	杉の郷	新宮市熊野川町赤木1522-1	生活介護	知的障害者	社会福祉法人美熊野福祉会	新宮市蜂伏13-43	平成20.4.1	平成26.3.31
			施設入所支援					
			短期入所	知的障害者、障害児				

和歌山県告示第561号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012250092	たなかの杜	田辺市芳養町3216-19	就労移行支援	特定なし	社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1-13-9	平成20.4.1	平成26.3.31
			自立訓練(生					

			活訓練)				
			就労継続支援 A型				
			就労継続支援 B型				

和歌山県告示第562号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 奥クリニック
- 2 所在地 紀の川市黒土263番地1
- 3 有効期限 平成23年3月24日

和歌山県告示第563号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 公立那賀病院
- 2 所在地 紀の川市打田1282
- 3 有効期限 平成23年3月31日

和歌山県告示第564号

貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の5第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号又は名称 なし
- 2 氏名 田佳蓉
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市福島464番地の3ロマネコンティⅡ101
- 4 登録番号 和歌山県知事(N1)第01411号
- 5 登録年月日 平成17年12月20日
- 6 行政処分年月日 平成20年3月28日
- 7 行政処分内容 登録の取消し
- 8 行政処分の理由 貸金業法第24条の6の5第1項第1号に該当するため

和歌山県告示第565号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 日高郡印南町大字山口字谷口616から619まで、621から624まで、625(次の図に示す部分に限る。)、626、628から630まで、字津瀬736、737、738の1、739から744まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷口618・621・622・630・字津瀬738の1・739から742まで(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに印南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第566号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町筋字洞540の3(次の図に示す部分に限る。)、541

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字洞540の3・541(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第567号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成19年6月1日から平成20年3月19日まで
- 3 作業地域 田辺市、有田市、紀の川市、伊都郡かつらぎ町、有田郡広川町、有田郡有田川町、日高郡美浜町、日高郡日高川町、西牟婁郡白浜町、東牟婁郡串本町

和歌山県告示第568号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(特定地域高精度三次元測量)作業
- 2 作業期間 平成19年8月15日から平成20年3月4日まで
- 3 作業地域 和歌山市、海南市、有田市、岩出市

和歌山県告示第569号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(成果不整合地域における基準点改測)
- 2 作業期間 平成19年9月20日から平成20年3月19日まで
- 3 作業地域 田辺市、新宮市、西牟婁郡白浜町、西牟婁郡上富田町、西牟婁郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡太地町、東牟婁郡古座川町

和歌山県告示第570号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基

づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(基盤地図情報作成作業)
- 2 作業期間 平成19年12月20日から平成20年3月21日まで
- 3 作業地域 和歌山市

公 告

入 札 公 告

和歌山県庁舎ガス吸収式冷温水機他保守点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 業務年度及び業務番号
平成20年度 管委 第23号
 - (2) 業務名
和歌山県庁舎ガス吸収式冷温水機他保守点検業務
 - (3) 業務の内容
和歌山県庁舎ガス吸収式冷温水機他保守点検業務仕様書のとおり
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成17年和歌山県告示第1591号(和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等)、平成17年和歌山県告示第1592号(和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)及び平成18年和歌山県告示第1483号(和歌山県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等)により入札参加資格の申請を行い、管工事に係る競争入札の資格を有する者
 - (2) 和歌山市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階
和歌山県総務部総務管理局管財課
 - (2) 期間
平成20年4月8日(火)から平成20年4月15日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県

<p>条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで</p> <p>4 入札説明書等を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>(2) 日時 3の(2)に同じ。</p> <p>(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先 和歌山県総務部総務管理局管財課 電話番号 073-441-2213(直通) ファクシミリ番号 073-441-2248</p> <p>5 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館5階 多目的会議室</p> <p>(2) 日時 平成20年4月15日(火)午前10時30分から</p> <p>6 一般競争入札の場所及び日時等</p> <p>(1) 競争入札の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館5階 多目的会議室</p> <p>イ 入札日時 平成20年4月24日(木)午前10時30分</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、2の(1)の資格を有することを証する書面の写しを持参すること。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当する</p>	<p>ことができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な申込みした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。</p> <p>12 契約の要否 要</p> <p>13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否</p> <p>14 その他 一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地</p> <p>(1) 名称</p>
---	---

和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2213

入札公告

和歌山県有田総合庁舎空調設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年4月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務年度及び業務番号

平成20年度 有総委 第2号

(2) 業務の名称

和歌山県有田総合庁舎空調設備保守点検業務

(3) 業務の仕様等

仕様書による。

(4) 業務の場所

和歌山県有田総合庁舎

(5) 契約期間

契約日から平成21年3月31日（火）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第552号に規定する和歌山県有田総合庁舎空調設備保守点検業務の競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県有田郡湯浅町湯浅2355番地1

和歌山県有田総合庁舎2階

和歌山県有田振興局総務企画室総務管理グループ

(2) 期間

平成20年4月8日（火）から平成20年4月21日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、平成20年4月21日（月）午後5時までの間に和歌山県有田振興局総務企画室に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県有田郡湯浅町湯浅2355番地1

和歌山県有田総合庁舎1階 第1会議室

イ 入札日時

平成20年5月16日（金）午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された

者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県有田振興局総務企画室の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときはこの者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県有田振興局総務企画室の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 郵便、電信による入札は認めないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県有田振興局総務企画室総務管理グループ

(2) 所在地

和歌山県有田郡湯浅町湯浅2355番地1

和歌山県有田総合庁舎2階

郵便番号 643-0004

電話番号 0737-64-1255 (直通)

ファクシミリ番号 0737-64-1256